

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、
(當たる翌日)

する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「祝日で」を「祝日（以下「国民の祝日」といいう。）で」に改め、同項第二号及び第三号中「国民の祝日に関する法律に規定する」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 その前日及び翌日が国民の祝日である日

第三条第四項中「第三号」を「第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

規 則

◆規則	◆告示
鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則	
（健康対策課）	
保険医療機関等の指定（保険課）	
鶏等の移入の禁止の一部改正（畜産課）	
土地改良事業計画の決定（農村整備課）	
土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）	
保安林の指定の解除予定（造林課）	
林業種苗法による生産事業者の登録の失効（〃）	
都市計画事業の事業計画の変更の認可（四件）（都市計画課）	

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「枚方市」の下に「交野市及び寝屋川市」を加える。

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業済入地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
土 井 医 院	東伯郡東郷町大字松崎六七六 一四	昭和六十二年一月十二日
家 森 薬 局	東伯郡赤崎町大字赤崎二〇一 一六	昭和六十二年一月五日
米 原 薬 科 ク リ ニ ッ ク	米子市米原五七五	昭和六十二年一月十一日
谷 口 虹 科 医 院	東伯郡羽合町大字久留一八一	昭和六十二年十二月十三日
木 村 虹 科 医 院	境港市小篠津町八六九一三	昭和六十二年一月五日
足 立 虹 科	境港市南吉方三丁目五二三	昭和六十二年十二月一日
梅 沢 産 婦 人 科 医 院		

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場及び名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があ

鳥取県告示第八十八号

昭和六十二年二月鳥取県告示第五十五号（鶏等の移入の禁止について）

の一部を次のように改正する。

るときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十号

鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業報徳地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開拾参 二三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	生産事業の名称	事業所の所在地
五百八十八	黒田 幸子	岩美郡福部村大字藏見	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	黒田種苗園	岩美郡福部村大字藏見
二百四十四	三ツ国 実	鳥取市矢矯一七九	" 苗畑	三ツ国	鳥取市矢矯
二七四					

鳥取県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 七・五・二号今町棒鼻線

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月二十七日から昭和六十三年二月三十日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

- 一 施行者の名称
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画公園事業 三号吉方中央緑地
- 三 事業施行期間
昭和五十五年十一月十四日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 該当なし

鳥取県公報

鳥取県告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
東伯町

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次
東伯郡東伯町大字徳方字鳥見、字才ノ木及び字下込堂
地内において事業地を変更し、東伯町大字徳方字龍庵及
び字大久保田地内を追加する。

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・五号福吉町生田線

三 事業施行期間

昭和五十六年十月十六日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

昭和六十一年十二月十日から昭和六十七年三月三十一日まで

三 事業施行期間

四 事業地

1 収用の部分 東伯郡東伯町大字徳方字鳥見、字才ノ木及び字下込堂
地内において事業地を変更し、東伯町大字徳方字龍庵及
び字大久保田地内を追加する。

2 使用の部分 変更なし

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。